

公益財団法人がん研究会行動指針

(目的)

第1条 この行動指針は、別に定める「倫理規程」と合わせ、公益財団法人がん研究会（以下、本会という）の役職員等（研究生、研修医、出向者及び派遣労働者、並びに業務委託契約又は請負契約に基づき本会の業務の執行に関わる者を含む）（以下これらを「役職員等」という）が、業務を遂行するにあたり、また、個人として行動する上で遵守すべき基本的事項を明記するものである。

(基本)

第2条 役職員等は、本会の設立目的である「がん克服をもって人類の福祉に貢献する」という基本理念を達成するため、以下の使命・価値観・将来展望を共有する。

使命 (Mission) : がん克服をもって人類の福祉に貢献する

価値観 (Core Values) : 創造・革新・高質・親切・協調

将来展望 (Vision) : がんの診療・研究において世界に誇るがん研となる

(人間の尊重)

第3条 役職員等は、役職員、患者及びその家族、業者、その他本会に関わる全ての人々の人格・人権やプライバシーを尊重し、差別・ハラスメントなどの言動を行わない。

(研究倫理の遵守)

第4条 役職員等が研究活動を行う際は、世界医師会制定の「ヘルシンキ宣言」、日本学術会議制定の「科学者の行動規範」及び厚生労働省制定の「臨床研究に関する倫理指針」等を尊重し、人びとの健康の維持・増進に寄与することを目的として行動する。

(医療倫理の遵守)

第5条 役職員等が病院等で医療行為を行う際は、上記宣言・規範・指針の他、日本医師会制定の「医の倫理綱領」及び「医師の職業倫理指針」、日本看護協会制定の「看護者の倫理綱領」等を尊重し、患者へのトータルケアはもとより、人びとの健康的な生活に寄与することを目的として行動する。

また、医療行為の実施にあたっては患者の権利を尊重し、次の事項について最善の努力を尽くさなければならない。

1. 医療の質の向上
2. 医療記録の適正管理

3. 権利擁護とプライバシー保護
4. 医療人としての相互の尊敬と協調
5. 信頼の確保
6. 安全管理の徹底

(補助金・公的資金の適正な使用)

第6条 役職員等は、国及び地方公共団体等からの補助金並びに公的資金については、国民の税金が原資であることを充分理解し、有益・有効に活用する。また、本会が定めた「公的研究費の事務取扱基準」を遵守し、適正な使用と厳格な管理を行う。

(知的財産の管理と尊重)

第7条 役職員等が行った研究成果・職務発明等を広く社会に還元するため、本会は知的財産の適切な管理体制を構築する。

2. ソフトウェア、プログラムの不正取得や不正使用等の他人の知的財産権を侵害する行為は行わない。

(公私の区別)

第8条 役職員等は、公私の区別をわきまえ、就業規則及び諸規程に従い、清廉かつ誠実に職務を遂行する。

(取引業者に対する対処)

第9条 役職員等は、業者との取引に際して、公正・公明かつ自由な競争を心がけ、職位を濫用して本会に不利益をもたらす行為をしない。また、不正な手段や不透明な行為によって本会または自己の利益を追求しない。

(接待・贈答への対処)

第10条 役職員等は、通常の業務又は正常な取引関係に影響を与えるような、関係者からの社会通念をこえた過剰な接待又は贈答の接受を行わない。

(政治・宗教活動)

第11条 役職員等は、本会施設内又は業務時間内に政治・宗教活動は行わない。

(環境保護)

第12条 役職員等は、持続可能な社会の実現のため、資源・エネルギーの節約、廃棄物の減少、リサイクルの促進などに努め、環境問題に配慮して行動する。

(情報管理の徹底)

第13条 役職員等は、秘匿すべき情報や文書などは厳重に管理する。

2. 業務上知り得た個人情報を含む機密情報は業務目的以外に用いたり、漏洩したりしない。
3. 退職後も個人情報を含む機密情報を漏洩したり、使用したりしない。
4. 個人情報の取り扱いには特に留意し、本会外への持ち出し、漏洩、流出がないよう厳重に注意する。
5. 情報セキュリティに関する内部規則を遵守し、本会の各種情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体等）が破損、紛失しないように適正に使用するとともに、外部からの不正アクセス・侵入を防ぐため、指示される対策を随時遅滞なく実施する。

(ワーク・ライフ・バランスの確保)

第14条 役職員等は、役職員一人ひとりが安心して働けるやりがいを持てるワーク・ライフ・バランスが取れた職場づくりに努める。

(安全で衛生的な職場環境の構築)

第15条 役職員等は、常に整理・整頓・清掃・清潔・しつけ（5S）を意識して業務にあたるものとし、事故・災害の防止と安全衛生の向上に努める。

(資産の適正使用と管理)

第16条 役職員等は、本会の資産を私的、不正又は不当な目的に利用しない。また、資産の効率的な活用に心がけ、破損、紛失、盗難等がないよう適切に管理する。

(適正な会計処理)

第17条 役職員等は、会計処理は、関係法令や公正妥当な会計基準に則り、明朗・透明・適正に遂行し、財務諸表の信頼性を確保する。

(記録・報告の公正性の確保)

第18条 役職員等は、業務に関して虚偽の記録をしたり、本会の内外に対して虚偽の報告をしたり、又は事実を不正に隠蔽したりしない。

(人事の公平性の確保)

第19条 役職にある者は、役職員等の採用、昇進・昇格、配置転換、出向等の人事、役職者の選考、人事評価においては、公正な取り扱いを心掛ける。

(教育・指導)

第20条 役職にある者は、自らこの行動指針を遵守するとともに、所属員がこの行動指

針、法令及び会内の諸規程を遵守するように、適切な教育と指導監督する責任を負う。

(内部通報)

第21条 役職員等は、この行動指針に違反するような事実を確認した場合は、本会が定めた窓口である「がん研なんでも相談所（外部相談員を含む）」又は「コンプライアンス室」に通報することができる。その場合、本会は通報者の氏名などのプライバシーを保護する。

(関係団体の倫理綱領等の尊重)

第22条 役職員等は、この行動指針で例示した他、本会が加入する団体又は役職員等自らが所属する団体が定めた倫理綱領・行動規範を尊重すべきである。

(主管)

第23条 この行動指針の主管部署は、コンプライアンス室とする。

(改廃)

第24条 この行動指針の改廃は、経営会議の決議を経て行う。

附 則

第1 この行動指針は、2019年10月1日から施行する。

(2019年9月24日経営会議決議)

2021年12月1日一部改訂・施行(2021年12月1日経営会議決議)